

第 565 回広島地方最低賃金審議会議事録

令和 7 年 9 月 4 日 (木)

広 島 労 働 局

広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和7年9月4日（木）9時55分～13時18分

2 場 所 広島合同庁舎1号館5階1号会議室

3 出席者 (公益代表委員)

岡田 行正
酒井 朋子
中原 良子
三井 正信
村上 恵子

(労働者代表委員)

佐崎 吉宏
橋本 聰
林 秀彦
藤村 直樹

(使用者代表委員)

池久保典也
藏田 秀和
長谷川信男
光村 賦純

(広島労働局) 労働局長

小沼 宏治
木下 麻子
檀上 昌浩
東 恵
栗林 隆幸
吉川みどり
渡邊 光広

労働基準部長

賃金室長

室長補佐

賃金指導官

労働基準監督官

労働基準監督官

4 議 事

(1) 広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて

(2) 令和7年度広島県特定最低賃金の改正決定の必要性について

(3) その他

議題

東補佐

ただいまから第 565 回広島地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益委員 5 名中 5 名、労働者代表委員 5 名中 4 名、使用者代表委員 5 名中 4 名の計 13 名の委員に御出席をいただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定数を満たしていますので、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、本審議会の公開につきまして、去る 8 月 21 日から 27 日までの間、公開の公示をいたしましたところ、傍聴を希望される方が 5 名おられました。

本日 5 名が本日の審議会を傍聴されていますので、併せて御報告いたします。

それでは、岡田会長、以後の議事進行をよろしく、お願ひいたします。

岡田会長

それでは、これより議事を始めています。まず、議事(1)「広島県最低賃金の改正決定に係る異議申出の取扱いについて」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

檀上室長

異議申出に関する説明の前に本年度の全国の地域別最低賃金の審議・決定状況について説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

岡田会長

お願ひいたします。

檀上室長

現時点で、44 件の最低賃金審議会において答申されております。

続きまして、広島県最低賃金の改正決定に係る異議の申出についてですが、8 月 18 日に答申をいただき、同日、異議申出に係る公示を行い、9 月 2 日に締め切りましたところ、資料 No.1 から No.6 にありますように、6 件の異議申出書の提出がありました。最低賃金法第 12 条によれば、地域別最低賃金について、その決定の例により改正の決定をしなければならない旨規定されていることから、同法第 11 条第 3 項に則り、異議申出書についての審議をお願いする必要がありますので、広島労働局長より会長に対し、異議申出に係る審議の諮問をさせていただきたく存じます。諮問文の内容につきましては、各委員のお手元に配付しているとおりでございますので、事務局で読上げさせていただき、諮問とさせていただきます。

栗林指導官

諮問文を読み上げます。

広労発基 0904 第1号、令和7年9月4日

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正 殿

広島労働局長 小沼宏治

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、ヒロシマ労連ほか5者から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求める。

別添の異議申出書は、お手元に資料として配付しておりますので、読み上げは省略させていただきます。

岡田会長

それでは、諮問の場面につきましては、報道機関による撮影及び録音を許可します。

檀上室長

小沼労働局長から岡田会長に諮問文を手交させていただきます。

（労働局長から会長へ諮問文手交）

岡田会長

報道機関の撮影及び録音は、一旦ここまでとさせていただきます。

ただいま諮問を受けました。それでは、異議申出の内容について、事務局から概要の説明をお願いいたします。

檀上室長

異議申出の内容について御説明いたします。

提出されました異議申出書については、委員の皆様へもあらかじめお配りしております。

それでは8月18日の答申の内容に関連する項目のみ、読み上げさせていただきます。

それでは資料No.1、広島労働局長小沼宏治様、三宅敏明ヒロシマ労連、異議申し立て書、広島県最低賃金額は1085円では低すぎます。中央最低賃金審議会の目安額63円プラス2円、65円の引上げで時間単価1085円は不十分です。最低生計費を基に計算すると月の手取りで20万円超なければ普通の暮らしができません。時給1085円では月に20万円未満で越えません。時給1085円とするとした答申については現在の非正規職員、シングルマザー等最低賃金ぎりぎりで働く労働者にとっては不十分で人間らしい生活を送ることができません。再審議を求める。

広島県の最低賃金を熱心な議論をされ決定されたことに対し心より敬意を表します。私たち広島県内の労働者は、本審議会を注目していました。それは私たち労働者の生活の質や労働時間を決める死活的な問題だからです。私たちは本審議会に次の事を要望していました。最低賃金は最低生計費を基準に決めてください。人間らしい生活を送るため時間単価を今すぐ1500円に、そして1700円にしてください。地方による最賃格差を無くすため、あらゆる努力をしてください。労働力人口の流出をなくすため、最低賃金全国一律制にしてください。中小企業の経営を守るために県や国へ直接支援を働きかけてください。女性の声を活かす審議会にしてください。以上6点を要望していました。

ここ数年、広島県地方審議会で独自の積み上げがなかったにもかかわらず本年は2円上げていただいたことは、私たちの声を聞いてください感謝申し上げます。

以下、意見を申し上げます。私は、65円の引き上げを熱心な討論で引上げていただいたことは評価します。が、日本の実質賃金は2024年で前年比0.5%減、3年連続マイナスとなり、2025年4月の毎月勤労統計調査（速報）でも、前年同月1.8%減、4カ月連続のマイナスですし、5月の速報値でも5カ月連続マイナスだと報道されました。この様に物価上昇に賃金が追い付いていないことが明白であるにもかかわらず65円引き上げでは足りません。最低生計費を基礎にして再検討をしていただきたいと考えます。月、手取り20万円は必要です。しかし時間単価1085円では月に20万円の手取りを得ることは困難です。生活できる賃金にしてください。私たちの全国組織の全労連調査でも明らかのように最低生計費を基準にするといくら少なくとも時給1500円は必要です。それに見合う最低賃金を議論するため再審議してください。「国が決めた目安額ではなく時代に合わせるべきだ。徳島の県民所得は全国でも上位なのにこの実態に合わない。県民の実態や暮らしの中身から最賃を設定していくという考え方が必要だ」との後藤田県知事の意見は傾聴に値します。「徳島の看護師さんが兵庫県の淡路島で働くと時給が72円違う、診療

報酬は同じなのに隣県が大都市の地域は危機感を持たなければならない。」とも語りました。県民の暮らしと県内の経済の発展に責任を持つ知事としての発言は当然です。「安い賃金では人材を確保することはできない。若者が地域に定着するよう雇用や産業などをわかっている地方の声を意思決定プロセスに反映してほしい。」と知事が言及しています。このような地方と都市部の賃金格差を無くすことが喫緊の課題です。法律を全国一律制に改正し矛盾をなくすることが急がれます。中小企業の経営者に直接的な支援が求められます。労働者の賃金を上げた中小企業には「財政支援」をすべきです。社会保険料の事業主負担の軽減、中小企業をバックアップする施策など直ちに行うべきです。広島県や国に貴審議会の名前で働きかけてください。

続きまして、資料No.2を読み上げます。広島労働局長小沼宏治様、異議申出団体広島合同労働組合書記長門田勇人、2025年度広島県地方最低賃金の改正に関わる異議申出書、広島地方最低賃金審議会は、8月18日、広島県最低賃金を65円引き上げ、「時間額1085円」に改正することが適当である旨の答申を広島労働局長に行いました。これに対し最低賃金法及び同法施行規則に基づき、異議申出書を提出し、再度地方最賃審に諮問されることを申し出ます。異議の趣旨、「答申」の最低賃金額は、各県の答申であることから、「全国一律最低賃金」が適当であると考えます。

「答申」の中で、非正規労働者の時間調整の対策について、十分な対応が示されていません。賃金引上げのための支援策（業務改善助成金など）の抜本的な対策が示されていません。異議の概要、各県の最低賃金制度はすでに破綻しています。都道府県単位での最低賃金はすでに破綻しているといえます。現行（2024年度改正）の広島県の最低賃金は1020円、山口県の最低賃金は979円です。ある企業の同一職種の採用時給は、大竹市では1150円、岩国市では1000円と、150円の差があります。月150時間で計算をすると月額22,500円の差となります。この差は、3要素である「事業の賃金支払い能力」や「労働者の生計費」でこの差を説明することはできず、できるとすれば「類似の賃金」です。逆に考えると、最低賃金の差が、地域間格差を生んでいるともいえます。鳥取県では中央審議会の答申を9円上回る73円の引き上げが答申されるなど、全国各地で、中央の答申を大きく上回る答申も出されています。近い将来「全国一律制」にすることを、国に対して求めてください。

「年収の壁」の対策が必要です。非正規雇用労働者の配偶者（一般的には妻・女性）にとって、賃金引き上げは、年末に向けて、大きな壁とのたたかいでもあります

す。年収が、100万円を超えると超えた部分に住民税がかかり、103万円をこえると所得税が超えた分に対してかかり、企業によっては、106万円を超えると3号が外れ2号の社会保険被保険者になり、130万円を超えると場合によっては社会保険第一号被保険者となり、約19万円負担が増え、150万円を超えると夫の配偶者控除等がなくなり、約7万円の負担が夫の収入にかかるります。さらに、夫の会社の家族手当の基準が103万円や130万円であることも多く、それを超えると家族手当がなくなります（月額3万円だと36万円の減少）。上記が現存する中、何の対策をうたないまま今年の年末に突入すると、11月・12月で多くの非正規雇用労働者は、出勤調整をし、職場は人手不足でたいへんなことになります。国に対して、緊急の対策、長期的な対策を求めてください。

中小企業・小規模事業者等が賃上げしやすい環境整備について。答申の中で、この点について触れてあることは評価するものの、現行の業務改善助成金のみでは不十分といえます。私は、2024年「業務改善助成金」を申請し、支給されましたが、その中で感じたいくつかの問題点を指摘します。助成金は、現金そのものの支給ではなく、設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度をいうしばりがあります。そして、前年に比べて3ポイント以上利益率が下がっている場合以外は、パソコンなどの導入が認められませんでした。一般的なパソコンソフトは認められましたが、「ZOOM」契約は認められませんでした。対象が絞られたことにより、60万円までの助成上限額でしたが、約10万円の申請に留まりました。助成対象の「設備投資内容」を大幅に緩和すべきです。助成金の助成率は4分の3であり、4分の1は企業負担となります。上記申請でも約7万5000円が助成されましたが、約2万5000円は事業所の負担となりました。100%の助成でないと、零細企業は申請を躊躇すると思います。引き上げは、最低賃金引上げまでに行わないと助成されません。昨年は10月1日でしたので9月末までの申請が必要でした。今年の場合11月1日予定ですので、10月中に申請を終了しなければなりません。小規模事業者が対応しようとすると時間と手間がかかることから、早めの周知（すでにホームページには掲載されていますが）と、細かい対応が必要です。業務改善助成金の大幅な改善を行なうことを国に求めてください。最低賃金全国一律制や、最低賃金引き上げのための対策を国は行う必要があり、そのことに対して、広島地方最低賃金審議会は補足の意見を述べ、広島労働局はそのことを国に伝えることを求めます。

東補佐

資料No.3、広島労働局長小沼宏治様、異議申出団体広島県労働組合総連合、議長神部泰、2025年広島県地方最低賃金の改定に対する異議申出、広島地方最低賃金審議会は令和7年8月18日、広島労働局長に対して「広島県最低賃金について時間額1,020円を65円引き上げて1,085円に改正する。発効日は11月1日とする。」旨の答申を行いました。この間の物価高騰などの影響を強く受け、労働者の生活は圧迫されています。これまでの審議の経過から、最低賃金を上げる必要性、地域格差の拡大が問題であること、中小企業支援の必要性は、労使とも一致している内容です。今回示された答申は私たちの全労連の仲間が全国で行った最低生計費調査で示した「今すぐ1500円」からもかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」が実現できる水準には全く届いていません。また政府が掲げた目標の「2020年代に1,500円を実現する」のに必要な年7.3%の引き上げにも及ばない水準であり極めて不満な内容と言わざるを得ません。しかしながら、中央審議会の目安をたとえ2円といえども上回ったことは大いに評価したいと思います。発効日については、従来の10月1日から11月1日に変更になったことは極めて不満です。従来通りの発効日を強く求めます。合わせてどのような審議経過でこのような答申になったのか、審議経過の内容の情報公開を求めます。審議会は答申で、中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように原資の確保、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、価格転嫁対策で労働者の賃上げが確保できる取り組みやその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うことなど、他省庁との連携を「政府に強く要望」しています。さらには、中小企業対策として、審議会から国に対して「中小・零細企業に対しての抜本的な支援策（社会保険料減免など）」の提起を行っていただくことを求めます。広島県の人口流失と人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。以上の点から、今回の答申について下記の異議を申し立てます。1 広島県最低賃金額を目安プラス2円の65円引き上げ、1085円とした答申については現在の非正規職員等最低賃金近傍ではたらく労働者にとって不十分です。再審議を求める。2 答申の建議にこたえて、政府・厚生労働省・関係各機関で有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させ、さらに、社会保険料企業負担分の減免などの対策を明確にしたうえで再審議してください。3 審議会資料については、今年愛知県で採用された地域ごとの最低生計費も議論し、署名で要望した最低賃金の地域間格差の

解消、全国一律最低賃金制などを展望し、広島の最低賃金額を、生計維持にふさわしい額に引き上げてください。4発効日については、最低賃金の改定が生活反映できるようこれまでの10月1日を求めます。

資料No.4、広島労働局長様、大内理枝、2025年度広島県最低賃金答申に関する異議申し立て、最低賃金の引き上げは未来を担う若者や高齢者、障がい者等全ての人々に賃金上昇をもたらし「安心して暮らせる社会」の実現をもたらすものです。中央最低賃金審議会は8月4日、2025年度の最低賃金について、全国加重平均を63円(6.0%)引き上げる目安とすることを受け広島県最低賃金審議会では65円引き上げ1,085円としましたが、全国平均1,118円(前年度1,055円)には満たないものです。私たちが求めてきた要求からも、政府目標の「2020年代に1,500円を実現する」のに必要な年7.3%の引き上げにも及ばない低水準であり極めて不服に思います。

私たちは、最低賃金の2025年度改定を審議する最低賃金審議会に向けて「今すぐ全国一律1,500円以上の実現、1,700円をめざすよう」求めていました。石破政権は、最低賃金を「2020年代に平均1,500円にする」としましたが、「5年後では遅すぎる」いますぐ1,500円を実現するように重ねて求めてきました。

最低賃金審議会での審議が始まっている。審議会では、データ重視といいながら、生計費について根拠不明な「標準生計費」しか示されておらず、私達が調査した最低生計費試算調査も活用していただきたい。新潟では新潟県労連が調査結果を説明、愛知では正式資料として全国初採用された。秋田県労連からは「この一年、時給951円の全国最下位で悲しく、辛い思いをしてきたが、これが他県になれば良いという問題ではない」と地域別最低賃金の問題点を鋭く指摘する声が届けられています。徳島、京都では、大学生が「低賃金でバイト漬け。勉強する時間がない。」と意見陳述を行いました。

今回の目安では、労働者全体の実質の賃金底上げにつながらず。賃金を抑制し、低賃金の非正規雇用を増やす流れから脱出するものになってしまいます。せめて1100円を超える引上げを求めます。また、大幅な引き上げの実現のため中小、零細企業への支援を十分行う事を要請します。

資料No.5、広島労働局長小沼宏治様、広島県労働組合連絡協議会議長池上文夫、広島県最低賃金審議会答申に対する異議申し出書、本年8月18日、広島地方最低賃金審議会は、広島労働局長に対して、時間額1085円とする答申しました。また、効力発生日は、本年11月1日となる予定として公示しました。これらの公示

内容についての異議申し出は、以下のとおりです。1、8月18日、広島地方最低賃金審議会は、広島労働局長に対して、時間額1085円とする答申をしました。1日8時間、月22日就労するとして月額賃金は、190,960円になります。年収約229万円です。これは賃金の総額であって、社会保険料などが控除されれば手取り額は、15万円程度になります。さらにここから住居費などの生活費を除けば、最低賃金法1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を満足させるものではありません。広島地方最低賃金部会での審議では、議事要旨などを読み取る限り、「食料品(気象に大きく左右される生鮮食品を除いたもの)及び光熱水道費について、大幅に上回る上昇がみられるなど、引き続き、最低賃金近傍の労働者に与える影響が懸念される。」という賃金部会長の認識や「食料品(気象に大きく左右される生鮮食品を除いたもの)及び光熱水道費について、大幅に上回る上昇がみられるなど、引き続き、最低賃金近傍の労働者に与える影響が懸念される。」という賃金部会長の認識がありながらも労働者の生活実態を検討することが不十分と言わざるを得ません。また、本年の引き上げ額が、目安額に2円が加算されたことは、例年目安額どおりの改訂であったことから考えると評価できるところですが、依然として加重平均額1,118円からは遠い数値です。以上のことから、時間額1,500円が妥当と言えます。

2. 現在の物価高に見合う最低賃金の改定を行わせる際に重要な観点として労働者の生活実態に合わせた改訂こそが求められています。最低賃金審議会に於いて議論されていた消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数とされていましたが、より生活実態に合わせた「基礎的支出項目」と「頻繁に購入する品目」の物価指数にすること、また生計費についても「基礎的支出項目」にすることを求めます。労働者の生活実態とかけ離れた引き上げ率などの数字にこだわるべきではありません。貧困と格差拡大が社会問題となる中で、中小企業労働者や非正規雇用労働者をはじめとする低賃金労働者の待遇改善が絶対に必要です。時給1,500円となれば、かつて政府が目指していた年間労働時間である1,800時間働けば、年収は270万円となり、ワーキングプアからようやく脱出することができます。また、現在都道府県毎に決められている最低賃金を全国一律1,500円以上とすることを求めます。多くの時給労働者をスタッフ最低賃金の地域間格差により、労働力人口が都市へと集中し、金額の低い地域においてはいっそうの高齢化や過疎化が進んでいます。こうした実態を解消するためにも「誰でもどこでも1500円以上」の最低賃金を求めま

す。3. 専門部会で公益案として「発行日を 11 月 1 日」とすることが提示されました。その理由の 1 つとして「最低賃金改定に必要な賃金原資が増大していることへの対応等への意見」があつたことを挙げています。しかしながら中央審議会の「最低賃金改定の目安について」(2025 年 8 月 4 日)で地域別最低賃金の発行日について「10 月 1 日などの早い段階で発行すべき」としています。また、「売上高経常利益率などの賃金支払い能力に関する項目が改善傾向にある」との認識を明らかにしています。確かに、「本年度の広島県最低賃金の改正が賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない中、中小企業・小規模事業所に与える影響は例年よりも大きい」(広島県最低賃金の改正決定に関する報告書)ことは、理解するところですが、だからといって改定日を 11 月 1 日にすることの理由にはなりません。最賃近傍で働く労働者にとっては、10 月 176 時間働くとして改定日が 1 カ月遅れることによって 11,440 円の不利益が発生します。改定日を 11 月 1 日にすることの技能実習生、特定技能労働者を含む最賃近傍で働く労働者への影響は大きいです。最低賃金改定の効力日は、10 月 1 日にすべきです。

資料No.6、広島労働局長殿、広島合同労組生協ひろしまパート支部書記長田頭奈美江、2025 年広島県地方最低賃金改定に対する異議申出、1、趣旨、広島地方最低賃金審議会 8 月 18 日、2025 年度の広島県最低賃金について 65 円の引き上げを答申しました。中央最低賃金審議会の目安を 2 円上回り、過去最高の引き上げ金額になった点について、審議会の努力に敬意を示します。しかし、発効日が従来から 1 ヶ月も遅い 11 月 1 日に変更されたことは大変遺憾であり、今回の答申について意義を申し立てます。2、理由、広島県では今回の答申により最低時給が 1020 円から 1085 円となります。多くの県が中央最低審議会の目安額を上回る答申をおこなう中、広島県でも実に 10 年ぶりのプラスの答申となりました。昨年、中国地方でも島根、鳥取、山口県にプラスの答申が出た際には、目安とおりの形だけの審議ではなく、県民の暮らしを考えた真剣な議論と中国地方の中核都市を有する広島県だからこそ最低賃金の大幅引き上げを牽引する役割の必要性を訴え、また、自治体要請に出向いた際にも、繰り返し県や議会にお伝えしてきました。今回のプラス 2 円の答申は、私たちの運動と世論の広がりから作り出された労使間の認識の一致であったと考えます。しかし、政府目標とされている「2020 年代に平均 1,500 円」を実現するためには、毎年 7.3% の引き上げが必要であり、今年度の 6.4% の引き上げでは、目標に及ばない低い水準となっています。また、全労連の行っている「最低生活費調査」でも人ひとりが当たり前に暮らして行くために必要な額は月額 (時

間額) 1,800～1,900 円との結果が出ています。このことから、広島県の最低時給 1,085 円では憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限の生活」とかけ離れたところにあることは明白です。また、発行日に関して、11 月 1 日になったことは、大変遺憾です。今まで最低賃金の引き上げは 10 月 1 日から信じていたことが、簡単に覆されました。65 円といえども、月 140 時間の労働で得られる賃金は 9,100 円、約 1 万円近くになり、時給者にとっては大きな損失です。専門部会の審議が公開されていないことで、私たちは発効日が遅れる事について労使間でどのようなやりとりがあったのか、最終的に何を持って発効日を遅らす決断に至ったのか、その経緯や内容を知ることができず不安と不信感を抱いています。従来通りの 10 月 1 日に発行日を戻すとともに、密室での協議を辞めて審議内容の公開と今後の専門部会の傍聴を強く求めます。記録的猛暑のなか、米や野菜などの食料品、電気やガソリンなどのエネルギー価格の高騰と労働者は健康といのちを削りながら生活しています。特に非正規雇用労働者と言われる最低時給、あるいはその近傍で働く時給者は企業内での賃金上昇（ベア）の恩恵を受けにくい傾向があり、時給者にとっては最低賃金の引き上げが暮らしといのちに直結する「頼みの綱」でもあります。最低賃金はなんとか生活がくれるだけの最低限のセーフティネットではなく「当たり前前の暮らしといのち」人間が人間らしく生きることを保障するものではありません。最低賃金引き上げ額と発効日の再審議を求めます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問等はございますか。

(質問等なし)

岡田会長

それでは、これらの異議申出につきまして、審議に入りたいと思います。

6 件の異議申出を一括して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

岡田会長

それでは、本件の異議申出について、公、労、使各側の御意見を伺う前に各側で御協議いただく時間を設けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、それぞれ別室で御協議いただきたいと思いますが、10時50分を目途にこの会議室にお戻りください。では、事務局は御案内をお願いいたします。

(各側個別協議)

岡田会長

それでは、審議を再開したいと思います。
まず、労側から御意見をお願いします。

橋本委員

労側の方から意見を述べさせていただきます。

今回の審議については、時間の許す限りさまざまな角度から労側としての主張をさせていただき、議論を行った結果であり、十分な結果とは言えない部分もありますが、金額、発効日とも十分に審議を行って、その結果出てきたものだと思っておりますので、再審議の必要性はないと思っております。

以上です。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

労側としては、「審議会において慎重に審議、協議した結果であって、その結果、結論についても変更の必要はない。」とのお考えと承りましたが、それでよろしいでしょうか。

それでは、次に使側からお願ひします。

長谷川側委員

使側としては、今回の65円、6.4%については、中小・小規模事業者の経営実態を全く理解していない賃金額だと考えております。こうした意味ではそれ以上の引き上げはどうかと思います。また、金額につきましては、労使、公益も含めて慎重な議論が相当に行われたということで、変更の必要性はないと思っています。今回の異議申出の中で、中小企業、小規模事業者が賃上げしやすい環境整備についても言及をいただき、大変感謝申し上げたいと思いますが、そこについてもしっかりと議論を行い、答申にも環境整備に関する要望が入っているということでございますので、再審議の必要性はないと考えます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

使側としても、結論そのものについては変更の必要がないという御意見と承りましたが、それでよろしいでしょうか。

では、公益委員からも発言させていただきます。

村上会長代理

公益委員でも今回 6 件の申出の内容を真摯に拝見させていただきました。

しかしながら、公益委員といたしましては、最低賃金の引上げ額それから発効日とともに、労働者の生計費、賃金、さらには事業の賃金支払能力の 3 要素について、広島県の状況を客観的なデータを用いて丁寧に確認をした上で慎重に検討し、導き出した結論であると考えております。また、いただいた御意見の中にございました政府への要望につきましても、4 点の要望を述べております。ということから、再審議の必要はないと判断いたしました。

以上です。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、各側の意見をとりまとめたいと思います。

8 月 18 日付けの広島県最低賃金を「65 円引き上げて時間額 1,085 円とする」という答申につきましては、中央最低賃金審議会で示された目安額を参考にして、最低賃金決定の 3 要素のデータに基づき、広島県の実情を考慮し、慎重に検討・協議を積み重ねた結果でございます。

また、広島労働局に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備、価格転嫁対策、それからいわゆる「年収の壁」対策について、取組の強化を要望いたしました。

このように答申に至った経緯、そして、ただいま委員の皆様からいただいた御意見も踏まえまして、異議申出に対し、答申内容を変更する必要はないと思います。皆様、その方向で取り計らうこととしてよろしいですか。

(異議なし)

岡田会長

それでは、そのように取り計らいたいと思います。これによりまして、異議申出に係る審議については、「令和 7 年 8 月 18 日付け答申どおり決定することが適当である」との結論で答申したいと思います。事務局、答申文の用意をお願いします。

檀上室長

はい、承知しました。しばらくお待ちください。

それでは、答申文（案）をお配りします。

岡田会長

それでは、答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

栗林指導官

はい、それでは答申文（案）を読み上げます。

令和7年9月4日

広島労働局長 小沼宏治 殿

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正

広島地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年9月4日貴職から、令和7年8月18日付け広島県最低賃金の改正決定に係る当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので、答申する。

記

令和7年8月18日付け答申どおり決定することが適当である。

岡田会長

この答申文（案）でよろしいでしょうか。

（異議なし）

岡田会長

はい、それでは、事務局は答申文の用意をしてください。

答申の場面については、報道機関による撮影及び録音を許可します。

檀上室長

用意ができましたのでお願いします。

（会長から労働局長へ答申文を手交）

岡田会長

それではここで、小沼広島労働局長から御挨拶をお願いいたします。

小沼局長

本日は委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、また、大変暑い中、本

審議会に御出席を賜り、御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

広島県最低賃金の改定決定につきましては、非常に厳しい諸事情の中、委員の皆様の精力的かつ真摯な御審議を経て取りまとめていただき、8月18日に答申をいただきております。答申に対して今般提出されました異議申立は、広島県最低賃金の適用を受ける労働者の皆様の貴重な御意見であると受け止めております。申立てを踏まえまして、改めて委員の皆様に御審議をいただきて結果、ただいま令和7年8月18日付け答申どおり決定することが適當である、と答申をいただいたところでございます。この答申を受けまして11月1日の発効に向け、所定の手続きを進めるとともに、改定された最低賃金を積極的に周知してまいりたいと思っております。また、8月18日の答申で御要望いただきました中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げへの各種支援策の周知徹底、これにつきましては、業務改善助成金などの各種支援策につきまして、改正最低賃金と併せ、周知に取り組んでまいりたいと考えております。公労使委員の皆様におかれましても、いろいろな面で御協力をいただくことがあろうかと思いますが、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

岡田会長

報道機関の撮影及び録音は、ここまでとさせていただきます。

それでは、次に議事の2に入っていきますが、議事の2に入る前に5分間休憩を取りたいと思います。

(休会)

岡田会長

それでは、次の議事2「令和7年度広島県特定最低賃金の改正決定の必要性について」に移りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

檀上室長

配付させていただいている「目安答申後の地方最低賃金審議会における審議の流れ」は、厚生労働省から、必要性に係る充実した審議の参考資料として提供されたものですので、審議の参考にしていただければと思います。

8月18日に開催されました第564回広島地方最低賃金審議会におきまして、広島県特定最低賃金8業種の改正について諮問させていただきました。そのうち、「各種商品小売業」につきましては、使側委員から「『各種商品小売業』の改正決定については、既に業界の意見を聴いて必要性の検討を行い『必要性なし』の結論が出ており、状況は今も変わっていないので、『必要性なし』との意見がなされました。特定最低賃金は関係労使のイニシアティブ発揮により設定させるという性格から、労使の意見が一致しない状況では、「必要性ありとならず」ということとなりまし

た。その他 7 業種につきましては、使側委員から「地方最低賃金の引上げに伴い業界関係者の意見を確認したいので、この場で必要性を申し上げることはできない。」との意見がありましたので継続審議となり、本日の審議会で再度審議を行うこととなりました。

岡田会長

ただいま事務局から説明のありましたとおり、「各種商品小売業」については「改正の必要性ありとならず」、7 業種についてはこれから必要性について御審議いただくという認識でよろしいでしょうか。

(質問等なし)

それでは、これまでの経過を踏まえて、労使それぞれの意見表明をお願いします。まず労側、次に使側の順番でお願いします。

橋本委員

前回、各種商品小売業と新設を要請したところ、各種商品、各種食料品小売業の部分について、「必要性ありとならず」ということでございます。この分については、最低賃金法第 16 条の方にも記載があるように、今回は協定額を上回っていないということもございましたので致し方ないと考えます。反対に 7 業種については、これまでどおり基幹的産業の位置づけの中で、特定最低賃金として、県最賃との優位性を維持、継続したいということでございます。労側としては、審議に応じていただきたい、「必要性あり」と考えているということです。早急に決定後専門部会を立ち上げ、金額審議の方に持つていければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

それでは使側からどうぞ。

長谷川委員

前回、「必要性なし」としました各種商品小売業以外について、必要性の有無について述べさせていただきます。

今回議論となっております 7 業種について、各業種の方々に特定最低賃金の必要性について、御意見を伺いました。多くの方から「必要性なし」との御回答をいた

だいております。理由としては、近年の地域別最低賃金の大幅な引上げにより、特定最低賃金の存在意義そのものが失われつつある、というものです。以下、使用者側の見解を3点申し述べさせていただきます。

まず、以前から、特定最低賃金は地域別最低賃金の上に屋上屋を架すものであり、必要性はないというのが使用者側の一貫した見解でございます。今回決定された地域別最低賃金についても、中小・小規模事業者の経営環境からみれば、理解を超える引上げ額であり、特定最低賃金の必要性はますます見いだせないものとなっております。今回の65円の引上げによりまして、製鉄業を除く6業種では、地域別最低賃金1,085円が既に特定最低賃金を上回る結果となりました。よって、特別に業種別の賃金額を設定する必要性はなくなっていると考えております。

2点目でございます。今回の地域別最低賃金の引上げ額65円は、1日8時間として520円、月22日換算で11,440円の負担増となります。従業員一人当たり月額11,000円を超える人件費増は、利益が出ず、価格転嫁も十分にできない中小・小規模事業者にとっては極めて重い負担です。経営者にとって、一人10,000円を超える賃金引上げは、企業の死活問題にも繋がっております。昨年度の例では、地域別最低賃金と特定最低賃金の双方で改定が行われ、年に2回の引上げを強制された業種が4業種ございました。労働者側委員の1円でも賃金を引上げたいというお気持ちちは理解をしています。しかし、企業が存続して初めて雇用が守られ賃金の支払いが可能になります。この点についても御理解をいただければと思っております。ここ数年の引上げ額は、31円、40円、50円、今年は65円と、連続的に大幅な引上げが続いております。ここ5年間で、計214円の引上げ、従業員一人当たりで月37,000円の引上げです。もうこの引上げ額の大きさは、とうてい事業者が負担できる状況になく、価格転嫁はせいぜい半分程度に留まり100%の転嫁などとうてい不可能です。この実態を労働者側にもぜひ御理解いただきたいと思っております。

3点目です。今回の申出では公正競争ケースが4業種含まれております。平成4年、33年前になりますが、中央最低賃金審議会で「特定最低賃金は本来労働協約ケースを中心に考えられていくべきである。」とされ、これも27年前ですが、公正競争ケースから労働協約ケースへの移行努力ということが求められています。それにもかかわらず、公正競争ケースでの申出が続いているのは、大きな課題であると思っています。そもそも公正競争ケースの目的は、賃金の不当な切下げ防止というものにあります。しかし、現在の環境では賃金を上げる努力はしても、賃金を不当に切下げてダンピングが行える状況には全くない。したがって、公正競争ケースでの

申出というのは、現在の雇用情勢の実態にそぐわない申出であると言わざるを得ません。使用者側の姿勢として、当然個々の企業における賃上げの必要性は十分認識しております。これまで努力を重ねてきました。今後も従業員の生活費のために可能な限りの努力は必要です。しかしながら、国が一方的に、しかも年2回も強制的に引上げることは、企業の存在そのものを否定し、地域経済を無視する行為といえます。本来は、製鉄業を除き、地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っている6業種について「必要性なし」と考えますが、中央最低賃金審議会の考え方を尊重しまして、使用者側としては、労働協約ケースを除く4業種について「必要性なし」とさせていただきます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

各側の意見表明をいただきましたが、どちらからでも結構ですので、それぞれに對しての御意見があればお願ひします。

林委員

いま、使側の御主張をいただきまして、驚きと困惑をしているところでございます。「必要性なし」ということでございましたが、我々ものづくり産業は、基幹産業として広島経済を支え、良質な雇用を生み出しております。しかしながら、近年は労働環境も厳しいことから、とりわけ、中小企業では人材の確保と定着が喫緊の課題となっております。このため、特定最低賃金によって優位性を確保することで、産業の魅力を高め、人材確保、定着を進めていく必要があると考えております。人材確保、定着なしに現場力の強化、生産性向上を図ることはできません。特定最低賃金の引上げをきっかけとした労務費、人件費の上昇は適切に価格転嫁を進め、バリューチェーン全体で生み出した価値を適切に配分し、産業全体の健全な発展を促していきます。本来、地域別最低賃金を下回ったことは、特定最低賃金の改正を認めない理由にはならず、むしろ、ものづくり産業に相応しい水準、金額に引上げるべきだと考えております。特定最低賃金と地域別最低賃金は、対象者、役割、機能とも異なる制度で、地域別最低賃金が大幅に引上げられたとしても、特定最低賃金の代わりを果たすことはできません。ものづくり産業の、とりわけ中小企業では、人材確保、定着が、企業の存続を揺るがしかねない重要な課題となっていることは、労使で一致していると思います。ものづくり産業で働く魅力を高めるためには、特

定最低賃金が役割を果たすことが重要です。また、ものづくり産業の付加価値生産性の高さに見合った賃金を実現することによって、労働条件の向上と産業、企業の競争力強化の好循環を実現し、産業の健全かつ持続的な成長を図っていかなければならぬと思います。このような考え方から、「審議の必要性なし」については、これまでの労使関係をみても、あまりにも乱暴ではないでしょうか。広島県経済の発展の観点からも御再考いただきますようお願ひいたします。また公正競争に関する点ですが、労働協約ケースでの申出が望ましいというのは重々承知しております。担当するはん用機では、23組合中8組合、6,108人が労働協約、15組合3,687人が機関決定です。金属製品では、4組合1,663人が労働協約、7組合1,634人が機関決定となっており、両産業とも3分の1の適用者数を超えて申出を行なっております。労働協約ケースへの移行というところは、毎年努力はしておりますが、個別に歴史がある労使関係をみて、春闘時に改定を要求しておりますが、大幅な改定ができず、労働協約はあるものの申出には使えない協約もあります。使用者側の中には、地方最低賃金の上げ幅をみて、それを超える協約で次年度の春闘、または労働協約を結ぶという所もあります。公正競争ケースも申出要件として認められたものでございますし、産業間格差がある以上、人材確保と流出防止の観点からも特定最低賃金審議の意義はあり、改定をすることで産業の魅力を発信する一助となるとも考えております。広島県のものづくり産業発展のためにも、建設的な議論をお願いしたいと思っております。また、今月は価格交渉推進月間でございます。価格転嫁については、我々所属する産業においても、強く発信させていただいているところです。これからも、価格転嫁も含めて我々からの発信に努力していく所存でございます。よろしくお願ひいたします。

岡田会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

池久保委員

今年の1月から6月までの間に約5,000社弱が倒産したということを聞きました。そのうち90%は従業員10人以下の小さな会社だと。いわゆる中小・零細がやはり価格転嫁できていない、また、賃上げができないというか、要は引上げのスピードが早いと思うのです。先ほど長谷川委員が発言されました、31円、40円、

50円という感じで、すごいペースで上がっているものですから、大手はいいと思うのですが、中小・零細にとっては、なかなか変化についていけないということです。県最賃はまだいいと思うのですが、特定最賃においてもその業界の中小・零細の方々がいらっしゃると思いますので、これ以上あまり追い詰めないようにしていただきたい。賃上げは、どちらにしてもしていかないといけないことは分かっていますが、その辺は加味していただきながらやっていくべきではないかと思います。

岡田会長

はい、ありがとうございました。
いかがですか。

佐崎委員

私からもいろいろコメントしたいことはあるのですが、要約して1点、意見させていただければと思います。

産業別最賃は御承知のとおり、全ての労働者に適用される地域別最低賃金とは異なり、当該産業の労使がイニシアティブを発揮して、その産業に相応しい水準を設定する、という制度の趣旨となっております。その産業に相応しい水準、この点でみれば、我々ものづくり産業の職種は専門性が高く、危険性も伴う作業のため、一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要であり、誰にでもできる作業というものではありません。また、巨大装置だとか大型資材を扱うため、重大災害になる可能性も非常に高く、かつ暑熱対策についても限界があり、作業環境は非常に厳しくございます。したがいまして、従業員にかかる肉体的、精神的負荷がとても高い、厳しい作業環境にある産業に対しましては、それに見合う水準を審議する場、ここが必要不可欠であると思っておりますので、この1点について意見させていただきます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。
どうぞよろしくお願ひします。

蔵田委員

ものづくり産業を中心として産業を発展させていくこと、そのために、いま課題となっている人材確保、定着、ここをいかにやっていくのかということは、我々も

全く一緒でございます。ただ、特定最低賃金の趣旨を考えた時に、連続して県最賃が大幅に上がっている、その大きな状況変化がある中で、依然として公正競争ケースで出されたものについては、その趣旨に乗っ取ると、不当な賃金の切下げ実態といったものは考えられないということで、今回、「必要性なし」という見解を表明させていただいたことを、ぜひ御理解いただければと思います。乱暴だと言われましたが、そのような理由があって（公正競争ケースについては）不必要と、労働協約ケースについては「上げる必要性あり」とさせていただきました。先ほどの優位性とか、水準というのは金額審議の中でやっていけばいいと考えておりますが、この特定最低賃金審議のステップとして、まず（改正の）必要性を審議するということですので、理由をお示しして、私どもとして「必要性なし」という主張をさせていただいたと受け止めていただければと思います。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

はい、どうぞ。

藤村委員

産業別の中で、今回自動車小売というところに特化した意見になりますが、自動車小売は、業態が、大手メーカーの販売会社から地域で販売、整備を担っている、いわゆるモータース屋さんというところまで、広い範囲でやっています。そんな中で、車検整備を行うのは国家資格を持った整備士であり、地域生活に欠かすことができない重要なインフラである車の整備を担っています。1級から3級の整備士資格を持っている人は全国で88万人いますが、実際に自動車整備に従事している方は、現在27万人しかいません。広島県だけの数字は把握していないのですが、おそらく全国と同様の状況ではないかと考えております。人材流出を抑えることは、全産業が解決すべき課題であるとしても、自動車小売業にとって、資格を持ちながら実際に整備業に従事していない方に、その資格を生かし自動車小売の世界で整備士として活躍いただくには、賃金を含めた魅力ある産業にすることが必須だと考えております。労働組合が存在する企業、大手メーカー、販売会社ではその議論が行われ、前進が図れるかもしれません、中小の業者では検討する余地はないというところはあると思います。また、そもそも危機感がなく、気付かないうちに人材不足に陥る可能性もあると思います。先ほど池久保委員が倒産の数を言われていまし

たが、日本における人材不足倒産というのは、2024 年に 324 件に達し、前年比で 1.3 倍となっています。私たち労働組合があるところだけ生き残ればいいという訳ではありません。地域における業者も、私たちがサポートできない地域のインフラを守っている仲間意識を持っていきたいと思っています。今後ありたい姿として、広島県で単純に賃金が高い、低いだけではなく、自動車小売という魅力ある産業において、さまざまな企業が生産性向上を図り、さらなる魅力作りのために切磋琢磨し合える環境ができている、その前提には、公平、公正な競争の元に各企業が置かれていることが必要だと考えております。今後も、議論をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

橋本委員

冒頭、使用者側委員の考え方を今日初めてお聞きしましたが、結論として、公正競争の 4 業種については「必要性なし」と、労働協約については「必要性あり」という発言については、ただ驚いています。これまで使用者側委員と何度も審議会で特定最低賃金の議論を進めてきた経過をみれば、7 業種、特に基幹的産業については、特定最低賃金は必要であるというのがこれまでの使側の主張であって、なぜかというと重厚長大産業であるということが理由であったかと思います。そして、今までには公正競争ケース、労働協約ケース問わず、7 業種は特定最低賃金審議をするというスタンスであったかと理解しています。反対に、労働協約ケースで出していた各種商品小売業は「必要性なし」という、そこに矛盾が生まれているのではないかと考えます。また、今回この考え方を、今日教えていただいたということでございますが、(これまでの)考え方を一転するような形であり、事前にこういう話はしておくべきではないかと。審議会で「必要性なし」とおっしゃるだけではなく、そういう考えがあるので来年に向けて検討しよう、ということが筋道ではないかと感じている訳でございます。繰り返しになりますが、今日この時点で出されるということについては、いかがなものかと考えております。この審議会における公労使関係の中でも、やはり違和感しか感じないと捉えているので、もう一度、「必要性なし」とするための進め方についても検討していただきたい、検討する余地はないのかを要

請させていただければと思います。また、「必要性なし」とする根拠として、説明の中で倒産件数とか支払いの負担増にも触れていただいたのですが、対象となる4業種のデータ等も含めて、あらためてその分のデータを作成し、お示しいただいたうえで、だから「必要性なし」だという説明をいただきたい。それを受け、こちらも持ち帰って申出者である各組織に説明する義務もありますので、そういうことをお願いしたいと思います。いずれにしても、今日これで、わかりました、という訳にいかないので、これについては、この事実を持ち帰らせていただくしかないと考えております。

蔵田委員

先ほど、「必要性なし」とする以上データを示すべきと、発言がございましたが、中央最低賃金審議会の方で、平成4年5月15日の中央最低賃金審議会了承の「公正競争ケース」検討小委員会報告においては、申出の要件として、「賃金格差の存在等個別具体的な疎明が不可欠な要件となる。」とされております。申出の受理に当たっては、労働局になると思うのですが、「特に申出の背景も含め疎明の内容について十分審査すること。」とございます。平成10年、同じく中央最低賃金審議会全員協議会報告におきましても、「賃金格差疎明資料添付の徹底及び審議会の効率的運営」として、「審議会での適切な審議が行われるようにするため、申出者は公正競争ケースによる産業別最低賃金の決定等の際の個別具体的な疎明に当たっては、賃金格差の存在の疎明のための資料の添付を徹底すること。」さらに平成14年12月6日においても、「労働協約ケースによる申出に向けた努力」の中で、「公正競争ケースによる申出において、申出者は平成10年報告を踏まえ、賃金格差の存在を疎明するための資料の一層の充実を図ることとする。」とされておりで、その点については、申出者において、証明とまで行きませんが、不当な賃金格差があるということを疎明する資料の提出が必要となると考えておりますし、逆に、それについて今後審議をすることについては必要ではないかと考えます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

労側いかがですか。

佐崎委員

いま橋本委員の方から「必要性なし」における明確な根拠というものを求めさせていただきましたが、私も同感でございます。というのも、そもそも特定最低賃金の性格としては、産業ごとに適用しているということで、これまでもそういった意味では、それぞれの業種において、特定最低賃金の金額審議を行ってきました。そういうことから、今回「必要性なし」というのであれば、それぞれの産業に対してなぜ必要性がないのか、そういったところをやはり理由、根拠として明確に出すべきかと思っておりますので、その点について意見をさせていただきました。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

いろんな意見出ております。いま資料の話が出ていますが、事務局から何か必要性を検討する上での参考になるような資料とか提供できますか。

檀上室長

事務局として参考になると思われる資料を用意しておりますので、配付してよろしいでしょうか

岡田会長

はい、お願ひします。

膨大ですが、事務局の方で説明いただけますか。

檀上室長

まず、資料No.1は業種ごとの使用者数、労働者数を示したものであります、資料の2は今まで資料としてお示ししたことではないのですが、広島県の最低賃金と特定最低賃金の推移を示したものであります。資料3は既にお配りしておりますが、労働協約上の賃金額を示したものであります。資料4は業種ごとの全国の特定最低賃金の決定状況になります。資料5は業種ごとの賃金分布図のグラフになります。資料6は業種ごとの平均賃金額と最低賃金額の推移で最低賃金の実態調査の結果をグラフにして示しております。資料7は業種ごとの未満率の表になります。最後の資料8は業種ごとの特定最低賃金の経過表になります。

以上でございます。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

どうしましょう、これから進め方ですが、この資料と既に配付されているものもあるかと思いますが、これらを検討する時間も必要でしょうか。

いま、使側から示されたのは、労働協約の3業種、これは「必要性あり」ということで回答いただきました。それ以外の公正競争のところ、金属製品製造業、機械器具製造業、船舶等製造業、自動車小売業、この4業種については、「必要性なし」ということでございました。

議論になるのは、この「必要性なし」のところだと思うのですが、今後の進め方として、何か御意見等ございますか。

労側は持ち帰って検討されたいということですか。

橋本委員

ここで、分かりましたという訳にはいかないと思いますので、できれば日を改めてということです。

岡田会長

使側いかがですか。

もちろんこの場で結論を導きたいという気持ちは分かりますが。いま労側の提案についてはどうですか。

個別に協議をする時間を取りましょうか。

必要ないですか。

それとも、以前運営小委員会で決まったように二者で協議しますか。

蔵田委員

本審でやればいいと思います。

岡田会長

そういう意見もあります。

どうしましょう。

長谷川委員

先ほどから申し上げていますように、公正競争ケースの場合については、賃金の引下げが本当にあるのかということについて、事実や状況を確認できればと思います。法律の目的として、いわゆる労使協約のような労働条件の改定自体を求めて作られた法律ではなくて、公正競争の確保に資するために公正競争ケースの申出が作られているということなので、そこについての議論を深めるということについてはありますが、それ以外については、そもそも目的からして必要性がないと思っております。

岡田会長

つまり、賃金格差があるということがあるならば、そういう資料を提示してもらって協議をする。

長谷川委員

ダンピングとか不当な賃金の切下げとかがあって、不正な競争が行われ、公正な競争が行われていないという状況について、確認をすべきではないですか。法律にはそう書いてあるので。

岡田会長

確認するのは、労側で確認する。

労使双方で確認する。それとももうそれは確認されている。

蔵田委員

我々はそういう状況は、あり得ないと思っております。公正競争ケースとして申出されたなら、そういうことが可能性としてもあり得るということを、申出者側において疎明されるべきであって、そういう（賃金）ダンピングということについて、資料の提出等があるのであればそれに基づいて審議するということは、これは必要なことであろうかと思います。

岡田会長

それについてどうですか。

橋本委員

なぜ公正競争ケースではだめなのか理解できない。だからだめというのもよく分からぬし、公正競争ケースについてルール上なくしていこうということを事前に検討する余地があれば、こちらも進めていく必要があると思いますが、唐突に出されてもいかがなものかと。先ほどの疎明資料のこともあるのですが、申出を行うときにも疎明資料を作成させてもらって、一応スタートラインには乗せていただいている、申出書もしっかりと作って、疎明資料も作って提出していて、受付されているにもかかわらず、ここで一言「必要性なし」とされて、審議のテーブルに乗らないということについて、全会一致のルールがあるので最終的には致し方ないという判断になるかとは思うのですが、そこについては労側としては納得できない。これまでも、けつして特定最低賃金は屋上屋ではないと思っているので、（地域別最賃より）先にできたのが特定最低賃金だと思っていますので、その辺についても、この場で納得するものがなく思っております。

長谷川委員

それぞれ立場があり、思いはあるのだと思いますが、我々としては、（特賃は）屋上屋だというのはずっとお伝えをしておりましたし、公正競争ケースで百貨店とか出ていますが、それについても公正競争ケースでの申出はそもそもおかしい、というお話は毎回させていただいておりました。

佐崎委員

いま、公正競争ケースだから必要性はないという理由なのですが、この点は他の影響も考えれば非常に大きいことあります。ということで、労側は現時点でこれ以上の必要性審議に応じられないということです。18日は使側の方が必要性審議を保留し持ち帰りましたが、今回は逆に、労側が持ち帰らせてもらえないでしょうか。ここではっきり決めるることはできないと思っております。

岡田会長

という意見ですがいかがでしょうか。

どう進めるか、多数決で決めるべきものでもないですし、公側の会長としての権限で決めるものでもないです。つまり、特賃の設置というのは、先ほどの事務局説明にもありましたが、いわゆる労使のイニシアティブ、昨年からずっと言っていますが、によって設置されるものです。当然、必要性あり、なしについても労使で協

議をして決めるということになりますが、意見がないようでしたら、私の方から提案させていただきます。先ほど蔵田委員から本審でという話もありましたが、例えば1案としては、ここで時間を取って個別協議をして、必要があれば検討小委員会を開いて検討する。今日ですね。あるいは2つ目の案としては、後日検討小委員会を開催する、という案です。

本審でやるという意見でしたが、実際問題として15名の委員が、本審を開けるだけの参加が得られる日程を確保できるかという問題もあるということです。この点について、いまお話しましたが、1案としてこれから個別協議をして、必要があるならば検討小委員会を開いて今日結論を出すか、あるいは、もう一つの案としては、後日検討小委員会を開くということですが、どうですか。

蔵田委員

最終的には本審で決めるのですね。

岡田会長

そういうことです。

蔵田委員

本審を重ねればいいのではないですか。

岡田会長

本審を重ねる、どうですか。

おそらく9月中に本審を開けるかどうかという問題もありますが。

佐崎委員

検討小委員会を挟まずに本審だけでということですか。

岡田会長

そういうことですね。

佐崎委員

そこは審議形態がどうであれ、いま、公正競争ケースの業種は必要性なしという

ことをここで決めてしまうと、広島県だけではなく、全国にかなり大きな影響をもたらすことになるのです。そういう意味では、ここでいま結論を出すことはできないです。一旦、こういう審議状況になったということを、労側として、持ち帰らせていただければと思っております。

使側の方でも 18 日に持ち帰ったということもありますので、今回は、労側が持ち帰らせてもらえないでしょうか。

岡田会長

持ち帰って、それからどうします。本審か検討小委員会か。

佐崎委員

できれば検討小委員会がいいです。

岡田会長

使側いかがですか。

(使側意見なし)

佐崎委員

我々も（本日の結論は）持って帰れないです。そこは県内だけの問題でなくなるので。

岡田会長

次のステップとして、本審でやるか検討小委員会でやるのか。蔵田委員が言われるように最終的には本審でやるのだから、ずっと本審でやればいいという意見は分かるのですが、日程的にどうなのでしょうか。日程関係なしというのであれば、それでいいのですが、15 名の本審メンバーが、本審が開催できるだけの人数の出席が得られる日程が取れるのかというのがあります。

蔵田委員

私が決めるべきものではないので、会長がそう言われるのであれば結構です。

岡田会長

では、検討小委員会を後日やるという方向性で、今日は労側が持ち帰り、検討小委員会の日程を調整するといふことでよろしいですか。

必要性ありになるかどうかについては、先ほど申しましたが、労使双方全会一致でないと、「必要性あり」にはならない。ということで、その辺は皆さん御存知のとおりです。そのために設置する協議の場が検討小委員会ということです。今日、使側の方から「必要性あり」と回答いただいた労働協約ケースの3業種については、今日ここでこのまま答申することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡田会長

では、分割の答申という方向性で進めていきたいと思います。

蔵田委員

今日いただいた資料で、必要性審議資料と書いてありますが、公正競争ケースに書いてあるような、広島県内の企業間とか、地域間とか組織労働者と未組織労働者に産業別最低賃金を必要とするような、賃金格差、ダンピングに繋がるような格差があるかが、ある程度読み込めるようなもの、資料のどこをどう読んでいくかというのを教えていただきたい。

檀上室長

先ほど労側から言われた申出の疎明資料として提出されているものを、いまはお配りしていないのですが、労側の許可があれば、労側の疎明資料をお配りしますが。

橋本委員

疎明資料だけでは、ダンピングのあるなしというのは分からぬ。統計調査を集約したものなので、見ていただければ。広島県、岡山県の労働者の実態を、センサスで調べていただいたものです。何かそれ以上のものがあれば。

岡田会長

疎明資料ほしいですね。

どうしましょうか

いま、労使双方から意見一致したといって（話を）止めたのですが、改正の必要性ありとされた労働協約ケースの3業種については、これから労働局長に答申をしたいと思います。その準備と答申案を事務局に準備していただかないといけないのですが、それと一緒に、労側の疎明資料を印刷してくるのはいかがでしょうか。

檀上室長

答申文は、製鉄、電子部品、自動車、同附属品製造業の3つが「必要性あり」で各種商品小売業は全会一致とならずという答申文となるということですね。

しばらく時間をいただきたいと思います。

岡田会長

どれくらいかかりますか、それでは我々も休憩しましょうか。

(休会)

岡田会長

それでは再開いたします。

檀上室長

いまお手元に、労側から今回の特賃の申出に添付されていた疎明資料をお配りしました。

岡田会長

では、先ほど使側から「必要性あり」という意見が出された3業種の広島県特定最低賃金につきまして、労使双方とも改正の「必要性あり」との意見で一致しましたので、労働局長に答申することとします。

それでは、事務局は答申案を配布してください。

栗林指導官

それでは、答申案を読み上げます。

令和7年9月4日

広島労働局長小沼宏治殿

広島地方最低賃金審議会会長岡田行正

広島県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年8月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮詢のあった広島県特定最低賃金について、慎重に審議した結果、下記の広島県特定最低賃金を改正決定することは必要と認めるとの結論に達したので、答申する。

広島県各種商品小売業最低賃金を改正決定する必要性については、全会一致に至らず、必要性有との結論に達し得なかつたので答申する。

記

- 1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金
- 2 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金

岡田会長

それではこの答申案について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

（意見等なし）

よろしいですか。

それでは特に御意見ないようですので、答申文の案のとおり答申をしたいと思います

事務局で答申文を御用意ください。

檀上室長

用意できました。

（会長から基準部長（局長代理）に答申文手交）

岡田会長

広島県特定最低賃金の必要性の答申が終わりましたので、事務局は次をお願いいたします。

檀上室長

ただいま 3 業種につきまして「改正の必要性あり」との答申をいただきました。続きまして 3 業種について、特定最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただきます。諮問文を御用意しますので、しばらくお待ちください。

(諮問文準備)

諮問文の用意ができましたので、読上げさせていただきます。

栗林指導官

広労発基 0904 第 2 号令和 7 年 9 月 4 日

広島地方最低賃金審議会会长岡田行正殿

広島労働局長小沼宏治

広島県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

1 広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 2 号）

以下につきましては諮問文のとおりでございます。

檀上室長

それでは、木下労働基準部長から諮問文を手交付させていただきます。

(労働基準部長から会長へ諮問文手交)

岡田会長

それでは、3 業種の特定最低賃金の改正決定について、諮問を受けました。続きまして、専門部会委員候補者の推薦公示についてですが、事務局から説明をお願いします。

檀上室長

3 業種の特定最低賃金専門部会の労使委員候補者の推薦公示を、本日 9 月 4 日付けて行わせていただきます。推薦公示期間は 9 月 18 日までを予定しています。

岡田会長

次に、改正決定の諮問に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いいたします。

檀上室長

最低賃金法第 25 条第 5 項で「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。」とされており、その聴取方法については、「一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することによる。」こととされていますので、事務局で本日の審議会終了後、直ちに意見聴取に係る公示を行うこととし、その期間については 9 月 18 日までを予定しております。

岡田会長

専門部会設置に係る労使委員の推薦公示並びに諮問に係る意見聴取の公示の件について御質問等はございますか。

(質問なし)

岡田会長

それでは、特に御質問はないようですので、次に議事(3)の「その他」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

檀上室長

4 業種の必要性については、今後検討小委員会で検討いたしますが、本日 3 業種の改正決定の諮問をさせていただきましたので、今後の予定をお伝えします。

まず、1 点目は、特定最低賃金の改正決定につきましては、専門部会を設置し、御審議いただくこととなります。

第 560 回本審の基本方針で「特定最低賃金は年内発効を目標に置き、審議の促進を図る」とされました。特定最低賃金の年内発効を目指すこととなりますと、9 月下旬から専門部会での審議をお願いすることとなります。今後、日程調整をさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2 点目は、各専門部会の議決を経た後、答申を取りまとめる本審の開催についてです。回数は例年どおり原則 1 回、期日は「年内発効」、「異議申出期間」、「官報手続き期間」を考慮しまして、本審の日程を 10 月 29 日（水）に予定させていただければと考えております。

3 点目は、特定最低賃金の調査審議に当たって、「参考人からの意見聴取が必要か」ということです。特定最低賃金の改正決定に関する関係労使からの意見につ

いては、関係労使からの意見書の提出の有無にかかわらず、最低賃金法第25条第6項によれば、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」と規定しております。特定最低賃金の審議に当たり、参考人を専門部会へ呼んで意見を聞く必要があるか否かについてまして、本日、御審議いただきたいと考えております。

以上です。

岡田会長

はい、それでは、特定最低賃金の金額改正についての答申を取りまとめる本審の回数ですが、今年度も原則1回とすることによろしいですか。

(異議なし)

岡田会長

それでは、本審の回数は1回ということにいたします。また、事務局からは特定最低賃金の議決のための本審を10月29日（水）との案ですが、いかがでしようか。

檀上室長

今日欠席の委員もおられますので、もう1回メールで連絡させていただきます。

岡田会長

一応その案で事務局は準備をお願いいたします。

橋本委員

6条5項でしたか、全会一致になれば審議会に出さないということですか。

岡田会長

いや、本審で議決するという方向性です。

橋本委員

6条5項を適用しない。

岡田会長

全部本審で議決するということです。

続いて、特定最低賃金の調査審議に当たっての参考人からの意見聴取の必要性についてですが、何か御意見はございますか。

労側、使側どうですか。

(労使ともに必要なし)

労側必要性なし。使側必要性なしとの意見ですので、審議に当たりまして、適宜対応していくという方向性で進めさせていただきます。

御承認いただいたということで、そのように取扱うこととさせていただきます。

では、事務局からほかにありますか。

檀上室長

もう1点お知らせしたいことがございます。

この度、広島県最低賃金改正決定の答申をいただきましたが、今後は、9月16日に官報公示の掲載を経て、11月1日発効予定となります。

広島労働局としましては、今後、改正最低賃金額の周知を積極的に行っていく予定です。そのためリーフレット案を作成しておりますので、配付させていただいてよろしいでしょうか。

岡田会長

はい、お願ひします。

(委員のみ配付)

檀上室長

ただいま、2種類のリーフレットの案を配付いたしました。

「最低賃金改正のお知らせ」は、広島県最低賃金のみのリーフレットで、「広島県の最低賃金」は、特定最低賃金も含めたリーフレットです。

このリーフレットは、業務改善助成金等の「賃上げ支援策」と併せて、官報公示以後に、労働基準監督署及びハローワークにおける配付、地方公共団体、使用者、労働者団体等に送付し、幅広く周知していく予定です。

また、広島労働局のホームページにも掲示いたします。

「広島県の最低賃金」のリーフレットの説明をいたします。このたび、広島県最低賃金が11月1日から1,085円になりますと、8業種のうち、7業種の特定最低賃金が1,085円を下回ります。

7業種のうち、今後の審議の結果「改正の必要性なし」という答申がなされた業種については、来年度改正されるまでは、広島県最低賃金が適用となります。

それ以外の業種につきましては、本年度金額改正の審議が行われる予定ですが、11月1日以降、改正されるまでは、広島県最低賃金額1,085円が適用されることとなります。

リーフレットの裏面には、「賃金引上げに関する各種支援策」を記載しております。

私からの説明は以上です。

岡田会長

はい、ありがとうございました。

御質問、御意見がありましたら、お願いします。

(意見なし)

では、今後、今日必要性を再審議することとなった4業種に係る検討小委員会の日程を事務局の方で調整していただきたい。それを受け、本審で決定していくことなると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、これで第565回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。